

※(素案P●)は「新宿区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)」(素案)のページ番号を示しています。



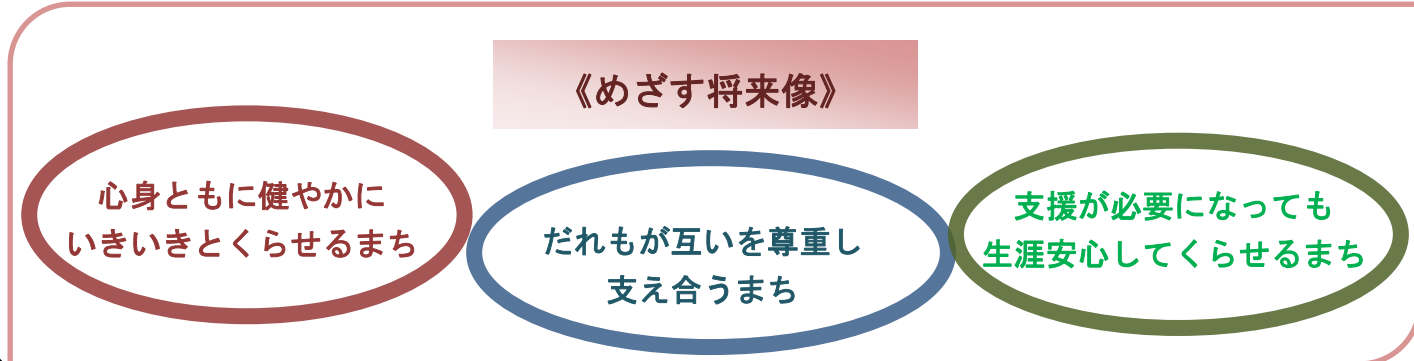
計画の基本的考え方 (素案 P37～)

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(第8期計画)では、新宿区基本構想で掲げる令和7(2025)年のめざすまちの姿を踏まえ、さらにはその先の令和22(2040)年を見据えて、現計画(第7期計画)の基本理念や「地域包括ケアシステム」の推進に向けての取組を発展的に受け継ぎながら、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の実現を目指し、総合的に施策を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「新たな日常」の中においても「地域包括ケアシステム」が持続するよう、各施策においては、情報通信技術(ICT)活用など新しい取組を含め推進していきます。

なお、本計画は、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図る「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を内包するものとして策定します。

《基本理念》
だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす



- 基本目標1** (素案 P55～)
健康づくり・介護予防をすすめます
施策1 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸【重点Ⅰ】
- 基本目標2** (素案 P98～)
社会参加といきがづくりを支援します
施策2 いきがいのある暮らしへの支援
施策3 就業等の支援
- 基本目標3** (素案 P107～)
支え合いの地域づくりをすすめます
施策4 地域で支え合うしくみづくりの推進【重点Ⅱ】
施策5 介護者への支援
- 基本目標4** (素案 P113～)
最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します
施策6 認知症高齢者への支援体制の充実【重点Ⅲ】
施策7 高齢者総合相談センターの機能の充実
施策8 介護保険サービスの提供と基盤整備
施策9 自立生活への支援(介護保険外サービス)
施策10 在宅療養支援体制の充実
- 基本目標5** (素案 P151～)
安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます
施策11 高齢者の権利擁護の推進(「新宿区成年後見制度利用促進基本計画」を内包)
施策12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援

重点的取組

- 【重点Ⅰ】 施策1 健康づくりと介護予防の推進による健康寿命の延伸** (素案 P55～70)
高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けるには、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防が必要です。正しい知識の普及啓発や実践に向けた支援を行うとともに、住民主体の活動による健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進していきます。また、健康な高齢期を迎えることができるよう、働き盛りの世代から、健康づくりを推進していきます。
- 【重点Ⅱ】 施策4 地域で支え合うしくみづくりの推進** (素案 P71～83)
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、高齢者自身も含めた多様な世代が主体的に地域の担い手となって支え合い、高齢者の介護予防活動や日常生活を支援する体制の整備を進めていく必要があります。新宿区における多様な社会資源と、地域で活動する多くの人々による「地域の活力」を生かし、区と区民等が一体となって、高齢者を地域で見守り支え合うしくみづくりを一層推進していきます。
- 【重点Ⅲ】 施策6 認知症高齢者への支援体制の充実** (素案 P84～96)
認知症高齢者が、できる限り住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実、認知症高齢者やその家族等への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。そして、地域において認知症についての理解をさらに広め、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行っていきます。



介護保険事業計画の位置付け (素案 P167)

- 介護保険法に基づき3年を1期として策定
 - ・ 介護サービスの整備計画
 - ・ 第1号被保険者(65歳以上)の保険料の算定
- 介護保険制度の財源
 - ・ 公費(国・都・区): 50%
 - ・ 保険料(第1号、第2号被保険者): 50%

地域包括ケアの推進 (素案 P175)

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

[令和元年度 高齢者の保健と福祉に関する調査] (P22、P113)
 介護が必要になっても在宅での生活を継続して希望している方の割合
 ■ 一般高齢者【基本】: 65.4% ■ 要介護認定者: 84.6%

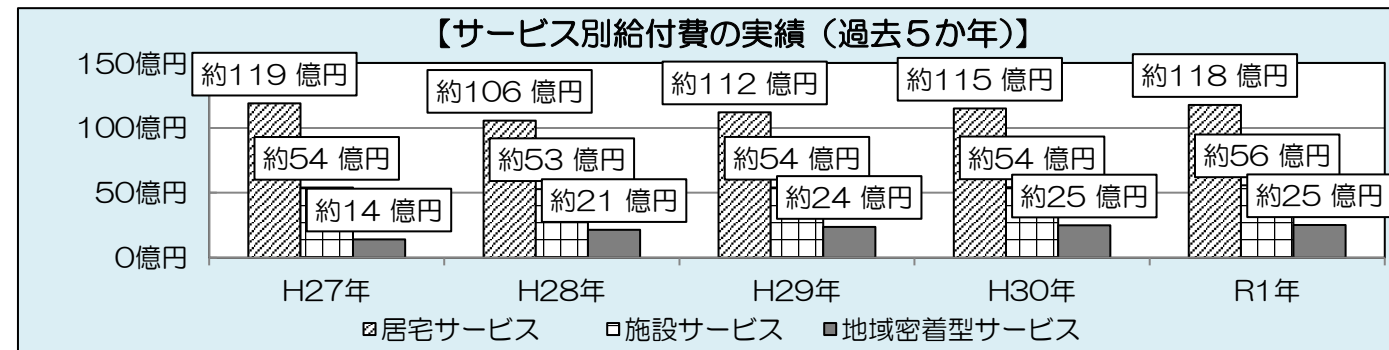
介護保険サービスの充実 (素案 P175～)

(現況: 令和2年10月1日現在、第7期末現況: 令和2年度末、第8期目標: 令和5年度末)

サービス種別		現況	第7期末現況	第8期目標	累計
■ 地域密着型サービス等					
① 認知症対応型共同生活介護	事業所	11	12(※1)	+2(※2)	14
	定員	180	207(※1)	+45(※2)	252
② 小規模多機能型居宅介護	事業所	6	6	+1(※3)	7
	定員	162	162	+29(※3)	191
③ 看護小規模多機能型居宅介護	事業所	2	2	0	2
	定員	48	48	0	48
④ ショートステイ	事業所	11	11	+1(※4)	12
	定員	120	120	+12(※4)	132
■ 特別養護老人ホーム(区内)	事業所	9	9	+1(※5)	10
	定員	665	665	+84(※5)	749

※1 令和2年10月1日現在、民有地において1所(定員27人)公募中
 ※2 令和3年度に市谷山伏町に1所(定員18人)開設予定、その他民有地に1所(定員27人)公募予定
 ※3 令和3年度に市谷山伏町に1所(登録定員29人)を開設予定
 ※4 令和4年度に市谷薬王寺町国有地に1所(定員12人)を開設予定
 ※5 令和4年度に市谷薬王寺町国有地に1所(定員84人)を開設予定

介護保険サービスの給付費実績 (素案 P172)



第8期の介護保険料基準額 (素案 P184～)

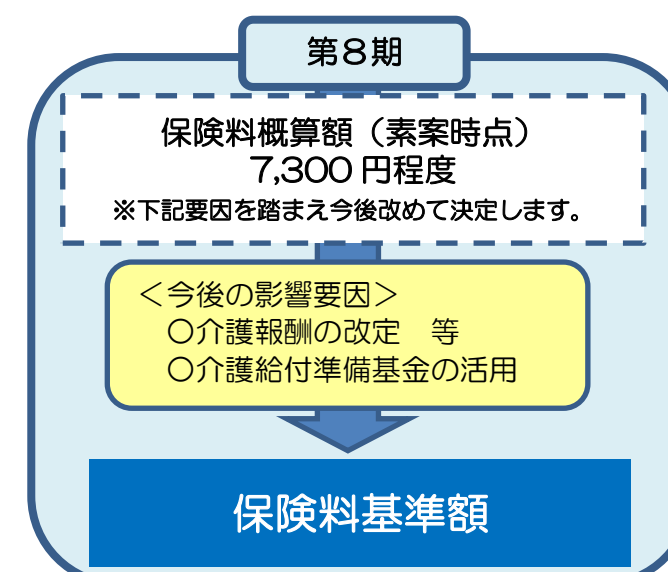
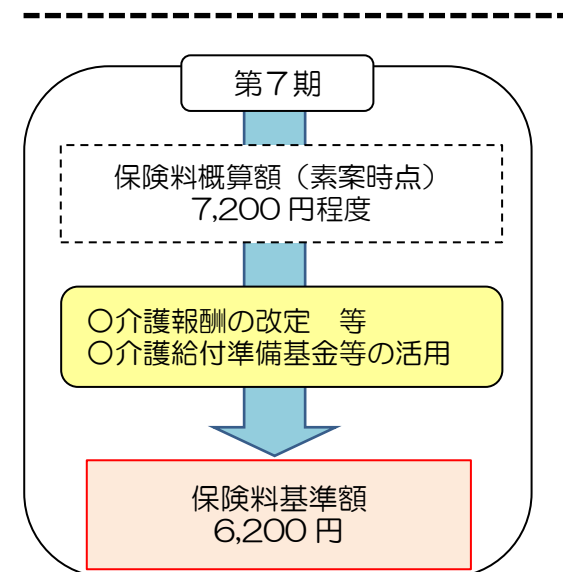
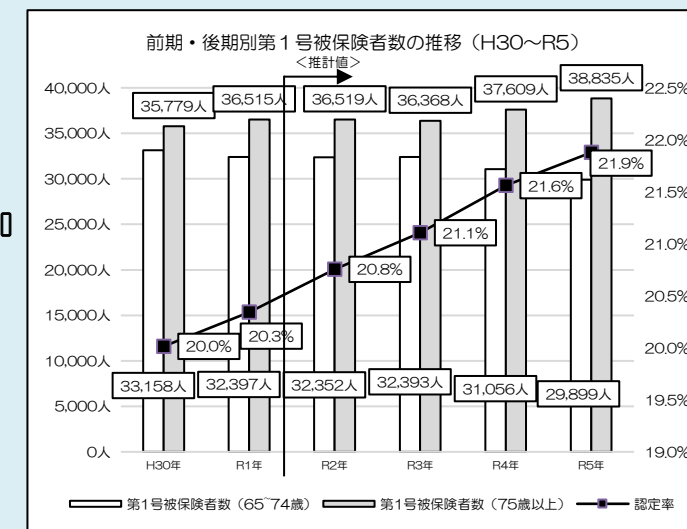
第8期の総給付費見込額(概算)は、現時点で約778億円と見込みます。
 総給付費見込額(概算)を基に、第1号被保険者の介護保険料基準額を試算すると、素案時点では月額7,300円程度になります。今後、介護報酬の改定、介護給付準備基金の活用、介護保険制度改正の影響を踏まえて、最終的に介護保険料基準額を算定します。

◎ 総給付費 約778億円(第8期) (第7期の約723億円から約8%増)

※ 総給付費 = 介護保険サービスにかかる保険給付費 + 地域支援事業費

《主な増加要因》

- 高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加 (P168 図表32 参照)
- 介護保険サービスの充実による利用量の増加
 - ・ 居宅サービス (訪問・通所介護、ショートステイ等)
 - ・ 地域密着型サービス (認知症対応型共同生活介護等)
 - ・ 特別養護老人ホーム



新宿区地域包括ケアシステムにおける高齢者保健福祉施策の位置付け

(素案 P52)

